

各

| |
|--------|
| 都道府県知事 |
| 指定都市市長 |
| 中核市市長 |

 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課 長
精 神 ・ 障 害 保 健 課 長
(公 印 省 略)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令」について（通知）

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第 21 号。以下「改正省令」という。）については、本日付けで公布されたところである（別紙）。

この省令の主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないよう御配意願いたい。

記

第 1 改正の趣旨

平成 30 年 12 月 25 日に、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたことを受け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号の記載を義務付けている精神障害者保健福祉手帳等の再交付申請手続については、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とするよう、所要の措置を講ずるものとする。

第 2 改正の内容

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号。以下「精神保健福祉法施行規則」という。）の一部改正
 - （1）精神障害者保健福祉手帳の交付、更新、障害等級の変更及び再交付の申請の際に、申請書に記載すべき事項を規定する。
 - （2）精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請においては、運転免許証その他省令に定める書類により本人確認ができた場合は、個人番号の記載を要さないこととする。

- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）の一部改正
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 70 条第 1 項に規定する療養介護医療費の支給対象となる障害者（以下「療養介護医療費支給対象障害者」という。）に対して療養介護医療受給者証を交付することとし、当該療養介護医療受給者証の交付及び再交付の申請について新たに規定する。
 - (2) 障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、自立支援医療受給者証及び療養介護医療受給者証の再交付の申請においては、運転免許証その他省令に定める書類により本人確認ができた場合は、個人番号の記載を要さないこととする。
 - (3) 支給決定の取消しにより市町村が療養介護医療費支給対象障害者に対して障害福祉サービス受給者証の返還を求める場合、併せて療養介護医療受給者証の返還を求めるものとする。また、療養介護医療費支給対象障害者が申請内容の変更の届出をする場合、届出書に、障害福祉サービス受給者証と併せて療養介護医療受給者証を添えて市町村に提出しなければならないことを新たに規定する。

第 3 施行期日等

1 施行期日

令和元年 7 月 1 日

2 経過措置

改正省令による改正後の精神保健福祉法施行規則及び障害者総合支援法施行規則の規定は、改正省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の精神障害者保健福祉手帳等の交付の申請等に係るものに適用するものとし、施行日前に行われた精神障害者保健福祉手帳等の交付の申請等については、なお従前の例によるものとする。

第 4 留意事項

施行日前に障害者総合支援法第 70 条第 1 項に規定する介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた療養介護医療費支給対象障害者から、介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定の有効期間内において、施行日前に療養介護医療費支給対象障害者に対して任意で交付していた受給者証の再交付の申請があった場合等については、改正省令による改正後の障害者総合支援法施行規則の規定は適用されないため、各市町村の判断により対応することをお願いする。